

## 潜在失業対策に関する決議案

1. 潜在失業対策に関する決議案 (昭33. 2. 17)
2. 潜在失業対策に関する決議案 (昭33. 2. 12)  
第一部会
3. 潜在失業対策に関する決議案 附属参考資料  
(昭33. 2. 12)
4. 「潜在失業に関する決議」についての各省意見  
及び委員の発言要旨 (昭32. 7) 厚生大臣  
官房企画室編

---

國立社會保障・人口問題研究所



1 0 3 8 8 9

---

昭和三十三年二月十七日



## 潜在失業対策に関する決議案

人口問題審議会

目

次

まえがき

第一部 現状の分析

第二部 対策の方向

第三部 対策の内容

附 帯 決 議

## まえがき

かつて、本審議会は、昭和三十年八月の“人口収容力に関する決議”に際して、わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明かにし、その打開のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに至つたので、われわれは、いま、既往の多産と現在の少死とがござなり合つて、生産年令人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についての本審議会の見通しは、その後の雇用状勢の推移の中でいよいよその確証を加えつつある。

この一両年間日本経済はその量ならびに質において著しく成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しえばかりでなく、雇用構造の近代化と高度化へのぎざしも窺われるに至つた。しかしながら主として工業部

門に吸收されたこれら労働力も、その大部分は臨時工としての、乃至は中小企業部門での雇用の増加であつた。生産性も低く、所得も極めて少く、労働時間も正常でない、いわゆる不完全就業層は二つとも広汎に存在し、少しも収縮の気配をみせていない。世界的にも注目的となつた経済の驚異的拡大のなかにおいてすら、このような状況であつたことは、わが国における雇用関係の正常化がいかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむるに足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されていとおり、今までのように高いものではありえないであろう。現に昭和三十二年一月一七日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されてゐる。もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状況の改善には格段の努力を必要とするであろう。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡是正について特段の施策を行えないとするならば、正常な雇用の吸収はより停滞し、賃金や所得の格差はより拡

大して、国民経済の正常な発展そのものが阻害されるおそ水がある。

本審議はこのよだな観点から、特に潜在失業を中心として現状の分析を行ひ、どうるべき対策の方向を明らかにしようとするものである。

1. 本審議会がこゝに特段の対策の対象としてとりあげる潜在失業とは表面からみれば就業であるが正常な就業と見ることのできない就業である。いいかえれば、それは就業というよりも、失業の一形態と見らる水の就業である。わが国では不況期においてさえ失業者が顕在化されることはきわめてすぐない。人口増加の、圧迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれることなく、あたかも武蔵野の逃げ水のように、潜在失業として吸収されていく。それはわが国特有の経済構造と深くかすびついた現象であつた。したがつてこのよだな潜在失業は今まで普通のこととして見逃され、眞剣な政策の対象として取り上げられることなかつたといつてよい。

2. しかしながら、われわれは最近の状勢の変化について眞剣な考慮を

松わねばならぬ。周知のようすに大企業を中心とする産業部門は、世界市場での貿易競争にそなえて最近より一層設備の合理化、拡大に、技術の改善に努力を集中しつゝある。しかしそこでは生産増大の反面、労働節約が行われてゐる。これらの部門では賃金や所得は強力な労働組合の存在もあつて、比較的高く保たれてゐる。しかるにこれと対照的に前近代的な労資関係につき中小企業や家族経営による零細企業、

さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によつて補強してゆかねばならないために、そこに雇用される労働力の潜在失業的性格といよいよ濃化せざるをえない。このようにして経済雇用ながらびに所得の不均等な発展は雇用と所得における矛盾と社会的緊張と既往にまして加速的に増大せしめつつある。わが国経済がその特殊な構造の中でも今まで大過なく収容してきた大きな人口增加が深刻な人口問題として現われるに至つた理由もまたそこにある。

3 戦後十年すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解

決することなしには今後ひきつゞいて正常な前進を行ふことはできない。潜在失業の存在は今や大きな社会不安の温床とさえなりつゝある。景気変動の波も人口増加の趨勢も、いまは最も苦難な時期に差しかつてゐるが、国民経済の今後の正常な前進のためにわれわれは当面の应急処置に終始するだけでなく、同時に勇氣と決断をもつて潜在失業問題の重大化する国民経済の場そのものの改編作業に手を打たねばならない。わが国人口問題の解決もそれにおいては望むべくもないであろう。

### 第一部 現状の分析

最近の増大しつゝある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足、その他の原因によつて追加労働あるいは他人への転業を希望するものが多い。これらはとりもなおさず、潜在失業増大化の一つの指標であるが、その分野は、わが国産業のあらゆる部分に及んでゐる。

大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその別個の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のようである。

人、農業では、その労働力吸収の母胎である耕地面積が、戦後縮少している。多角経営への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとまではいえまい。之に対し農業に依存する労働力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剰的な就業状態は今ではほゞ旧に復したといつてよいが、しかし、農家の兼業が中、上層農家にまで増大傾向を示しているのは、この部門における労働力の過剰が新しく濃化している証左といえよう。戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とされる非生産的農家を増大させていく。その一部は最近急速に脱落はじめに到つたが、しかし彼らの大部分はまだ完全に離農あるいは離村できずに、痼々大の土地にしばりつけられている。

え

林業と漁業では賃労働の占める比率が大きいが、これらの賃労働にはまだ多くに旧い雇用關係が残っている。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の三割は、潜在失業的状況といわれているが、家族全員の難多で且つ不完全な労働所得をよせ集めて生計を立てている。そのような零細漁家の生活体制はその過剰労働力を近代的工業その他の産業の労働力に転化させるのに極めて困難な事情にある。その実は零細兼業農家の場合もまたおなじである。

3

戦後は農林漁業部分も、經營合理化の必要に駆り立てられるに至つたので、戦前のように都市の失業を吸収する貯水池的な役割は最早はたゞなくなつた。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになつたといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸收を担当しているのは主としてこれらの中の部内である。しかし工業の分野をとつてみても、低賃金層にさ

くして いるものは大きい。また戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分がはなはだ多い。なお、主として自己の住居で内職に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく可酷であるにもかゝわらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかなつてゐない。しかもこのよくな部面が今や都市生活の底辺に漸次拡かりつつある。

今や広汎に、潜在失業的な症状が一般化しつゝある。その全貌を单一の指標によつて計量することは多少向頗はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業者のうち、週三十五時間ないし四十八時間といふもつとも正常な形の就業者はあまり増加せず、週二〇時間未満あるいは週六〇時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年々著しく増加している。特に非農林業の自営部門ではこのよくな傾向が著しい。潜在

失業的就業増加の一端はこゝにもはつきり窺われよう。

5 以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持していく大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるよう交替在失業的な現象が普及しつゝある。これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなくて常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異つた賃金と労働条件におかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用關係が不安定であり、退職金その他の保障的制度からも除外されていることが多い。

6 またこうした臨時労働者のうちで最も窮屈した層が職業安定所の窓口にあらわれる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前は主として農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものであつた。それが現在では、主として都市の諸産業からの落層人口によつて占められる

に至つた。且つそれは一時的、待機的なものではなく、恒久的な形に  
変化し、失業対策事業の就労者にみられるように、一種の常時定職化  
の傾向を示すに至つてゐる。

7 こうした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈没していく。も  
ちろん、被保護層は働く能力としての労働力からみれば失業とは異なる  
性格のものであろう。本末は貧困と失業とは区別すべきものである。

しかしわが国のように、失業が失業として顕在化しないところでは、  
経済的にも、肉体的にも労働能力上のけじめは明かでない。いいかえ  
れば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合つてゐるといえる。潛  
在失業の日本の形態の一端にこうした被保護層があることも忘れては  
なるまい。

8 最後に、新規学校卒業者についてみると、日本の産業は、既就業の  
経験者よりも未就業者として新規学校卒業者を需要する度合いが大き  
いために、新規学校卒業者の就職率は比較的好調を辿つてゐる。農業

その他自家営業の家族従業者として殘る者も最近はいちじるしく減つてきた。しかし自家以外で就職する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業に吸収されているものであることを忘れてはならない。

以上のような種々の弊をとつて、現在失業の共通的な点は、(1)低い所得、(2)正常でない労働時間、(3)不安定な雇用関係であり、またこれをその発生する産業の場からみると中小、零細企業や自営部門が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剰供給に支えられていよいよ痼疾化しつゝある矣にある。

その計数的測定はきわめて困難であるが、總理府統計局が昭和三一年七月に行つた就業構造基本調査の結果に基いてその一端を窺つてみると次のようである。

(1) 世帯の収入、即ち全世帯員の勤労所得のほかに賃産所得や公的扶助までも加えた現金収入の総額が一ヶ月平均一万円（但し農林業自

當世帯については八千円)に満たない世帯は、単身者世帯の場合も加えて、四百万をこえ、全國世帯の二・九パーセントにちかい割合を占めているが、これらの最低所得世帯内において収入活動に稼働されている労働力の総数はほぼ六百万、総労働力の一五パーセントに及んでいる。

(ロ) また、個人を単位とし、家事や通学のかたわら仕事をしているような者を除いた仕事を主とする者のみについてこれをみると、その事業からの年間の現金収益が一々万円へ但し農林漁業の場合は六万円)に満たない自営業主の数は、農林漁業とその他で各々約百万人計約二百万人、自営業主総数の二・九パーセントをこえており、また一ヶ月の所得が八千円(但し二〇才未満では六千円)に満たない雇用者の数は男女計五百万人、総雇用者数の三・九パーセントちかくに達している。そのうち、男子のみをとつてもその数は二百三十万をこえ、男子雇用者総数の一九パーセントにあたつている。

(八)

もし又、仕事を主とする雇用者について一律に月所得六千円未満のものをひろつてみても、その総数は男女計三百三十五万、全雇用者の一四・七%に到達している。

これららの数字はいづれも事態の深刻さを実証して遺憾ないものといえよう。しかもわが國では今後十数年間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実行されないかぎり、それはさらに増大することがあつても縮少する公算はない。

## 第二部 対策の方向

以上のように広汎かつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立したいことはいうまでもない。われわれがここで強調したいのは、可能なかぎりその対策を推し進めること、しかも、経済ベースの上でその解決にまかって努力を集中しなければならないことである。かつての過剰人口対策が、失業を顕在化し、その動きに対して対策を講ずるという方向をとらず、たとえば帰農政策のように却つてこれをより潜在化そう

とする方向がうちだされたことは、われわれの不満とするところである。  
我が國の労働市場は、労働力への需要が旺盛なところには、供給力が上昇し、その反面不況の場合には、供給そのものが減退するというような形をとらなかつた。その結果は経済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は経済外的な救済政策的な方向をとらざるをえなかつた。このような点にかんづて、われわれは潜在失業についてその経済的な背景をできるかぎり明かにすることにつとめ、その上にたつての妥当な対策をつくり出さねばならない。潜在失業を生起せしめている一番の原因は國民経済構造上の欠陥の痼疾化であり、その根本事態の変更改善に政府と民間との協力体制の整備が必要である。もしもこのような整備が行われるならば、たゞえ今後経済成長のテンポがスロウ・ダオンするとしても、解決に一歩近づくことは可能であると信ずる。この点について本審議会がさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起してほしい。それは一方においては経済的観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業

の再編成を、また他方、二ルと併行して失業対策、社会保障の拡充完備を、いかえれば両面的、総合的な対策の樹立と推進により解決の方向へ近づくことを要請したものであつた。現状についてもこの点は十分妥当な見解だと考えられる。

二のような観点からさし当つての方向と問題点を列記してみると以下のようである。

1. 農村はかつては過剰人口のプールであつた。その低所得が、主として都市における低賃金と密接につながり、戦前の日本経済の拡大の基盤を提供していた。しかし戦後ではこれららの状況は大きく変化していく。農地改革による自立農化は、戦後農業技術の画期的進歩や農業部門に対する財政支出の画期的増大と相まって、農家所得を大幅に増大させ、また農業経営に経済計算の精神をつよく導入するに至つた。戦前農村が受けもつていていた不況の場合の失業者のプールとして社会的機能が著しく少なくなってきたのもそのためである。しかしながらこの

ような前進は、最近の兼業農家の増加に見られるように、同時に農民の階層分解を一段とげしゝものにさせており、潜在失業問題を新しく濃化させつゝある。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となつべきだといえよう。急激な農業政策の変更はのぞみえられないとけれども、この部門の過剰労働を新しい土地造成を通じて収容するとか、他の産業部門へ移出するとかの措置を促進することはわが経済政策の大きな課題として打ち出さなければならぬ。また農業部門とのまゝ同一ではないが、林業や漁業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。

雇用の新規の吸収は、諸種の中小企業やサードビス業にまつことが多かつたが、中小企業における低賃金は、中小企業の輸出に占める割合の大きさからみて、ソシアルダンピングのそしりをうけやすく、それだけ貿易市場の拡大に阻害要因となりやすい。その上、中小企業での低賃金の存在は、ひいては大企業の合理化にも反作用し、大企業の

生産力の上昇を阻害する」とともに、また、大企業における生産品の國內市場を狭くし、機械工業など雇用吸收に寄与する産業の発展をマイナスにしている。しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上國際收支に依存する度合のつよい我が國では内需偏重の経済拡大は早期に行詰りを露呈する。われわれは長期的な観点に立つてこの中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の悪循環をできうるかぎりたちきるための方策を樹立する必要がある。

3. 臨時労働者の過大な存在は労働経済の上では賃金や労働市場の流れを徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策が推進される必要がある。

4. 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべくして、十分行がれていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく減殺されてしまうと考えられる。これらの費用はなお年々増加してゆくとも推察されるけれども、その使用につい

てもつと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は孤立した対策では効果がすくない。國民経済の発展、高度化をもたらす長期の経済政策ないし経済計画と併行して、その内部のマイナスを調整するための総合的な均衡えた対策とならねばならぬ。しかし内部的不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られてゐる。今日の世情はかつて昭和初頭の恐慌当時とその内面においても極めて類似した様相をもつといふ。人口の圧迫が当時よりもなお甚しいと考へれば、表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在しているといえるかもしない。

もちろん、人口増加の圧迫はそう長期につづいてゆくものではない。出生率の低下とともに将来は労働人口の増加は漸減し、それを上廻るような労働力の需要を生じる場合もないとはいえない。しかしそのような時期に國民経済の全般的な近代化を実現し國民生活水準の画期的な上

昇と期待するには今から打つべき手を打つておかないと手おくれになる。労働力の移動は単に頭かずのやりくりだけで実現されるわけではない。労働力の不足が労働力の過剰と一緒に発生することが國民経済にとつては最も不幸な事態といわねばならぬ。わざわざは苦難の道を歩まなければならぬであろうけれども、今こそ官民力を併せて潜在失業対策を軋道にのせるべき時期だといいたい。

### 第三部 対策の内容

以上の観点に立つて、当面実施されるべき潜在失業対策をあげれば以下のようにある。

1. へ産業政策の基本方向)その第一の方策は國の経済政策なかんずく産業政策の確立である。経済成長をできるかぎり安定性の上に極大化するための國の経済計画なしし政策がうち立てらるなければならぬ。この観点から本審議会は最近発表された新長期経済計画に大いに期待

するものであるが、經濟計画の策定に当たり、雇用の吸収、とりわけその質的改善についてでござるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれは従来のように一律的且つ抽象的ではなく、各産業、各地域における労働の吸収度についてそれぞれ検討を加えた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。

(1) 農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を國民經濟の進歩に連れて、格段に向上する方針を確立するとともに、新長期經濟計画により國民經濟が着実に成長し、非農業部門の就業人口が増大し、中小企業も次第に近代化するに応じ、農業政策は漸次經濟政策としての性格に變することを望みたい。單に過大人口の収容の場となりがちな農業經營を企業としての基礎の上にのせることは、國民經濟における銀行性を是正するうえに効果的な方法であるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過当な増加を適正化するためにも重要な施策であるとの認識に徹底し、

二ルに基いて國民經濟全般にわたる政策が実施されることは必要である。そのような見地からこの際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に対する対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、二ルを農業以外に吸収する積極的な転換方策を産業政策全体として打ち出すべきである。林業、漁業における潜在失業対策についても二ルに準じた対策がとられるべきであろう。

(2) 國の經濟計画における投資計画の策定については、單なる資本効果のみならず、雇用効果についても十分な検討が必要である。このような観点からいえば、いわゆる重化学工業中心主義、もしくは基幹産業中心主義の經濟運営は必ずしも効果的方法とは考えられない。わが國の經濟成長は、輸出に大きく依存している。また、輸出産業のなかにおける中小企業の比重が圧倒的に高い。二ルらの事情を考えると、重化学工業中心主義にも再検討を加え、機械工業や雑貨

工業等における経済規模の拡大、生産性の向上を実現することを主眼とし、重化学工業、エネルギー産業の整備などはこれらを推進するための手段なりとの認識に立つことが長期的観点に立つてより適切な方法であると考えられる。

(3) 今後潜在失業がより加重されてくると予想される都市の中小企業に対するは、技術、設備、経理にわたる内部的諸条件の改善により一層の努力を集中し、企業の体質改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均衡ならびに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやり方が必要である。それとともに、可能なかぎり組織化の道を制度化してその存続を保証し、大企業との間の分野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつつ、拡大を促進することが切望される。

～最低賃金制度その他～しかしながら、單なる経済的合理主義の観

今からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできない。解決はもつと緊急を要するのである。したがつて、すでに現実に存在している潜在失業的就業部分に対しても、直接その失業的性格をなくすための対策をとる必要がある。このような観点から特にここでとりあげることを要請したいのは、最低賃金制度の実施である。周知のようにすでに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていて、これはつきり再確認して、「最低賃金制度」をできうるかぎりその軌道にのせるよう措置することが必要である。これとともに家内労働法を制定し、内職その他の低賃金による労働強化に対しても、公正な基準を導入すべきである。

(1) 最低賃金 家内労働法は原則として全國一律に実施されることは望ましいが、それば一挙には困難であろう。このような制度を早急に実行することによつて反面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうばつたり、また違反を余りにも拡大していわゆる正直者を馬鹿な目にあわせるような矛盾や摩擦をつくりだすことは決

して当をえた方策ではない。企業の特性や地域的実状を十分頭に入れて漸次進めてゆかねばならないであろう。しかし政府はこのとい長期経済計画とにらみあわせて将来における完全実施を目指してそれに向つて前進を開始することが必要である。

(2) 差し当つて局部的、暫定的に実施さるべき最低賃金制度も、單に業者間協定を事後的に公認するというような仕方だけではなく、政府または中央・地方の賃金審議会の積極的な参与と指導が必要であろう。また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は雇用者の組織の最も弱ないところであるから、その実施に当つては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われるこことが望ましい。

(3) 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日傭制度や失業者救済のための公共事業、また未就業者保護など全分野に亘つて、

再検討が要請される。これらの諸措置が全般的に拡充されることが必要であることはいうまでもないが、国の長期経済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行はれることが先決である。そのような立体的な、厚生・労働行政を通ずる体系化が行われないでは、潜在失業対策は眞の意味では前進できそらもない。

3. (財政措置と国内体制の整備) 戦後の経済復興のテンポは目ざましかつたといつても、一方では人口が異常に増加し、また他方では国際経済競争に伍して産業の合理化と高度化がつよく要請されているのでわが国の産業水準と資本蓄積力はまだ低い、それだけに潜在失業対策を効果的に進めてゆくことは決して容易な業ではない。しかし潜在失業層の累積によつて、深刻化されつつある社会悪や社会不安は今のまま放置することは許されない。

当面可能なかぎり安定的な経済成長をはかり、正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかね

ばならない所以もそこから生じる。一番必要なのはそのための行政機関相互の緊密な連繋と国家予算の増大である。現在の国民の税負担は戦前よりも重いけれども眞に一切の他の政策に優先するという意味で、他の国費を削つても、そのための国費の重減的な投入が必要である。

もしも國や地方團体でそのための体制が整備されるならば、また余剰な他の部分からの国費の投入が困難だとするならば、一定の過渡的期間をかぎつて、国民負担の若干の増加もまたやむをえないであろう。

潜在失業発生の根源をたつためには、以上の措置だけではなしに、教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、~~海外~~移住の促進等の措置も要請される。しかし、本次議においてはなにものよりも潜在失業と正面からとりくみ、これを漸進的に改善しようとする政府と国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望する。

附 帶 決 議

潛在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われてゐるけれども、政府はこのため対策実施の根拠となりうるような全国的実態調査を定期的に行なうよう措置されたい。

58-1

昭和三十三年三月十二日

## 潜在失業対策に関する決議(案)

人口問題審議会第一部会

目

次

まえがき

第一 訃 現状の分析

第二 訃 対策の方向

第三 訃 対策の内容

五

一三

一九

二七

附 带 決議

まえがき

かつて、われわれは、昭和三十年八月の「人口収容力に関する決議」に際して、わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明かにし、その打開のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに到つたので、われわれは、いま、既往の多産と現在の少死とかさなり合つて、生産年令人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についてのわれわれの見通しは、その後の雇用状勢の推移の中においてよその確証を加えつつある。

二の一年間日本経済はその量ならびに質において著しい成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しきれども、雇用構造の近代化と高度化へのきざしも窺われるに至つた。しかしながら主として工業部

門に吸収されたこれら労働力も、その大部分は、生産性も低く、所得も極めて少く、労働時間も正常でない、いわゆる不完全就業層の肥大という形で行われているのである。世界的にも注目の的となつた経済の驚異的拡大のなかにおいてすら、二のよう余傾向が拡大しつゝあることは、わが国における雇用関係の正常化がいかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむるに足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されていふとおり、今までのようなく高いものではありえないであらう。現に昭和三十二年一二月一七日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されている。もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状勢はより悪化するであらうとわれわれは考へざるをえない。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡是正について特段の施策を行ひえないとするならば、正常な雇用の吸収はより停滞し、賃金や所得の格差はより拡大して、国民経済の正常な発展そのものが阻害されるおそれがあ

ある。

本決議はこのよだな観点から、特に潜在失業を中心として現状の分析を行ひ、とらるべき対策の方向を明らかにしようとするものである。  
われわれがこゝに特段の対策の対象としてとりあげる潜在失業とは、表面からみれば就業であるが正常な就業と見ることのできない就業である。いいかえれば、それは就業というよりも、失業の一形態と見られる就業である。わが国では不況期においてさえ失業者が顕在化されることはきわめてすくない。人口増加の圧迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれるほどなく、あたかも武藏野の逃げ水のように、潜在失業として吸収されていく。それはわが国特有の経済構造と深くむすびついた現象であった。したがつて二のよだな潜在失業は今まで普通のこととして見逃されていた。否むしろ之に触れない方が「政治的」にも「行政的」にも賛成とされ、眞剣な政策の対象として取り上げられることがなかつたといつてよい。

しかししながら、われわれは最近の状勢の変化について真剣な考慮を  
払わねばならぬ。周知のように大企業を中心とする産業部門は、世界  
市場での貿易競争にそなえて最近より一層設備の合理化、拡大に、技術  
的改善に努力を集中しつゝある。しかしここでは生産増大の反面、  
労働節約が行われている。これらの部門では賃金や所得は強力な労働  
組合の存在もあつて、比較的高く保たれている。しかるに二れと対照的  
に前近代的な労資関係につ中小企業や家族経営による零細企業、  
さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によ  
つて補強してゆかねばならないために、そんに雇用される労働力の  
潜在失業的性格をいよいよ濃化せざるをえない。このようにして経済  
雇用ならびに所得の不均等な發展は雇用と所得における矛盾と社会的  
緊張を既往にまして加速的に増大せしめつつある。わが国経済がその  
特殊な構造の中で今まで大過なく収容してきた大きな人口増加が深刻  
な人口問題として現われるに到つた理由もまたそんにある。

3 戦後十年すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、(一)の問題を解決することなしには今後ひきつづいて正常な前進を行うことはできない。潜在失業の存在は今や大きな社会不安の温床となりうる。景気変動の波も人口増加の趨勢も、いまは最も苦難な時期に差しかかっているが、国民経済の今後の正常な前進のためにわれわれは当面の应急処置に終始するだけではなく、同時に勇気と決断をもつて潜在失業問題の重大化する国民経済の場そのものの政編作業に手を打たねばならない。わが國人口問題の解決もそれをおいては望むべくもないであろう。

### 第一部 現状の分析

最近の増大しつゝある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足、その他的原因によつて追加労働者あるいは他の転業を希望するものが多々。これらはとりもなおさず、潜在失業増大化の一つの

指標であるが、その分野は、わが国産業のうちゆる部分に及んでいる。  
大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその別個の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のようである。

1. 農業では、その労働力吸收の母胎である耕地面積が、戦後縮少している。多角經營への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとまではいえない。之に対し農業に依存する労働力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剰的な就業状態は今ではほゞ旧に復したといつてよいが、しかし、農家の兼業が中、上層農家にまで増大傾向を示しているのは、この部門における労働力の過剰が漸しく濃化している証左といえよう。戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく農家の階層分解をおし進め、農家からの離脱を必要とされる半生産的農家を増大せている。にもかゝわらず彼らは完全に離農あるいは離村できず、猶大の土地にしばりつけられ

でいる。

2. 林業と漁業では賃労働の占める比率が大きいが、これらの賃労働にはまだ多くない雇用關係が残つてゐる。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の三割は潜在失業的状況といわれているが、家族全員の誰もが且つ不完全な労働所得を下せ集めて生計を立てゝいるそのような零細漁家の生活体制はその過剰労働力を近代的工業その他産業の労働力に転化させるのに極めて困難な事情にある。その点は零細兼業農家の場合もまたおなじである。

3. 戦後は農林漁業部門も、經營合理化の必要に駆り立てられるに到つたので、戦前のように都市の失業を吸収する貯水池的な役割は最早はたゞなくなつた。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになつたといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸收を担当しているのは主として二

これらの部門である。しかし工業の分野をとつてみても、低賃金層にそくしているもののは大きい。また戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみ孚されない部分がけなほど多い。なお、主として自己の住居で内転に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われてゐる。労働は著しく苛酷であるにもかゝらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかなつてゐない。しかもこのような部面が今や都市生活の底辺に漸時拡かりつつある。

4 今や広汎に、潜在災業的な症状が一蹴化しつゝあるその全貌を单一の指標によつて計量する二とは多少問題はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業者のうち、週三十五時間ないし四十八時間というもつとも正常な形の就業者は年毎に減つており、逆に週二〇時間未満あるいは週六〇時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年々著しく

増加しといふ。特に非農林業の自営部門ではこのような傾向が著しい。

△ 潜在就業的就業増加の一端はこゝにもはつきり窺われよう。

以上のよろび傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われてゐるが、正常な就業を保持していける大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような潜在失業的な現象が普及しつゝある。これらの臨時労働者は、今では季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というよろなものではなくて常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異った賃金と労働条件にあかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用関係が不安定であり、退転金その他の保障的制度からも除外されている二点が多い。

△ またニラした臨時労働者のうちで最も窮屈した層が転業安定所の窓口にあらわれる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前は主として農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものがあつた。それが

現在では、主として都市の諸産業からの落層入口によつて占められるに到つた。且つそれは一時的、待期的なものではなく、恒久的な形に変化し、失業対策事業の就労者にみられるよう、一種の常時定転化の傾向を示すに到つてゐる。

7. こうした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈没していく。もちろん、被保護層は働く能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものであろう。本来は貧困と失業とは区別すべきものである。しかしわが国のように、失業が失業として顯在化しないところでは、経済的にも、内体的にも労働能力上のけじめは明かでない。いいかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合つてゐるといえる。われわれは潜在失業の日本の形態の一端にこうした被保護層を位置づけることも忘れてはなるまい。

8. 最後に、新規学校卒業者についてみると、日本の産業は、既就業の経験者よりも未就業者として新規学校卒業者を需要する度合いが大き

いために、新規学校卒業者の就職率は比較的好調を辿っている。農業その他自家営業の家族従業者として停滞する者も最近はいちじるしく減ってきた。しかし自家以外で就職する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業の吸收されているものがあることを忘れてはならぬ。

以上のような種々の姿をとつて、いる潜在失業の共通的な点は、(1)低い所得、(2)正常でない労働時間、(3)不安定な雇用関係であり、またこれをその発生する産業の場からみると中小、零細企業や自営部門が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剰供給に支えられていよいよ痼疾化しつゝある矣にある。

その計数的測定はきわめて困難であるが、総理府統計局が昭和三十一年七月に行つた就業構造調査の結果に基いてその一端を窺つてみると次のようである。

(1) 世界の収入、即ち全世帯員の勤労所得のほかに財産所得や公的扶

(12)

助までも加えた現金収入の総額が一ヶ月平均一万円（但し農林業自営世帯については八千円）に満たない世帯は、単身者世帯の場合も加えて、四百万をこえ、全国世帯の二〇・八一セントにちかい割合を占めているが、これらの最低所得世帯内において収入活動に稼働されている労働力の総数はほぼ六百万、総労働力の一五・八一セントに及んでいる。

また、個人を単位として家事や通学のかたわら仕事をしているような者を除いた仕事を主とする者のみについてこれをみると、その事業からの年間の現金収益が一〇万円へ但し農林漁業の場合は六万円）に満たない自営業主の数は、農林漁業とその他で各々約百万人、計約二百万人、自営業主総数の二〇・八一セントをこえており、また一ヶ月の所得が八千円（但し二〇才未満では六千円）に満たない雇用者の数は男女計五百万人、総雇用者数の三〇・八一セントちかくに達している。そのうち、男子のみをとつてもその数は二百三十万をこえ、男子雇用者総数の一九・八一セントにあたつていて。

(八)

もし又、二十才以上の成人雇用者についても月所得六千円未満のものをもつて潜在失業的就業者と考えるとしても、その総数は男女計三百三十五万・全雇用者の一四%にも達している。これらの数字はいずれも事態の深刻さを実証して遺憾ないものといえよう。しかもわが国では今後十数年間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実行されなければ、それはさらに増大する二があつても縮少する公算が少ない。まして今後経済成長の速度がスローダウンするとすれば、余計に事態は深刻化するといわなければならない。

## 第二部 対策の方 向

以上のように本況かつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立しかたいことはいうまでもない。われわれが「ニニ」強調したのは、可能な限りその対策を推し進める二こと、しかも「三浦ベース」の上での解決にむかつて努力を集中しなければならぬ二ことである。従来の過剰人口対策が、失業を顕在化し、その動きに對して対策を講じるという方向をとらず、たとえば帰農政策のように却つてこれをより潜在化そらとする方向がうちだされることは、われわれの不満とするところである。わが国

の労働市場は、労働力への需要が旺盛なときには、供給力が上昇し、そ  
の反面不況の場合には、供給そのものが減退するというような形をとら  
なかつた。その結果は経済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は経  
済的な救食政策的な方向をとつたり、場合によつては治安対策的な傾  
向をもおびやるをえなかつた。このような点にかんがみて、われわれは  
潜在失業についてその経済的な背景をできるかぎり明かにすることにつ  
とめ、その上にたつての妥当な対策をつくり出さねばならぬ。潜在失  
業を生起せしめていける一因の原因は国民経済構造上の欠陥の痼疾化であ  
り、その根本事態の変更改善に政府と民間との協力体制の整備が必要で  
ある。もしもこのような整備が行われるならば、たゞ今後経済成長の  
テンポがスロウダウンするとしても、解決に一步近づくことは可能で  
あると信じる。二の点についてわれわれがさきに決議した人口収容力に  
関する対策を改めて想起してほしい。われわれは一方においては経済的  
観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成を、また他方

これと併行して失業対策、社会保障の拡充完備を、いいかえれば両面的総合的な対策の樹立と推進により解決の方向へ近づくことを要請したのである。現状についてもこの点は十分妥当な見解だとわれわれは信じる。

二のような観点からさし当つての方向と問題点を別記してみたい。

1、農村はかつては過剰人口のフルであった。その低所得が、主として都市における低賃金と密接につながり、戦前の日本経済の拡大の基盤を提供してゐた。しかし戦後ではこれらの状況は大きく変化してい

る。農地改革による自作農化は、戦後農業技術の劃期的進歩や農業部門に対する財政支出の劃期的増大と相まって、農家所得を大幅に増大させ、また農業経営に経済計算の精神をつよく導入するに到つた。戦前農村が受けもつていた不況の場合の失業者がフルとして

・の社会的機能が著しく少なくなつてきたのもそのためである。しかししながらこのような前進は、最近の兼業農家の増加に見られるように、同時に農民の階層分解を一段とげしいものにさせており、潜在失業

問題を新しく濃化させつゝある。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となってきたといえよう。急激な農業政策の変更はのぞみえられないけれども、二の部門の過剰労働を新しい土地造成を通じて収容するとか、他の産業部門へ移出するとかの措置を促進することはわが経済政策の大きな課題として打ち出さなければならぬ。また農業部門とのまゝ同一ではないが、林業や漁業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。

2. 雇用の新規の吸収は、諸種の中企業やサービス業にまつことが多かつたが、中小企業における低賃金は、中小企業の輸出に占める割合の大きさからみても、ソシアルダンピングのそしりをうけやすく、それが貿易市場の拡大に阻害要因となるやす。その上、中小企業での低賃金の存在は、ひいては大企業の合理化にも反作用し、大企業の生産力の上昇を阻害するとともに、また、大企業における生産量の国内市場を狭くし、機械工業など雇用吸収に寄与する産業の発展をマメ

ナスにしている。しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上国際收支に依存する度合のつよいわが国では内需偏重の経済拡大は早期に行詰りを露呈する。われわれは長期的な観点に立つてこの中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の悪循環を打破するかぎりにちきるための方策を樹立する必要がある。

3. 臨時労働者の膨大な存在は労働経済の上では賃金や労働市場の流れを徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策が推進される必要がある。

4. 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべくして、十分行われていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく減殺されないと考えられる。これらの費用は年々増加してゆくとも推察されるけれども、その使用につしてもつと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は孤立し、切離された対策では駄目である。国民経済の

発展、高度化をもたらす長期の経済政策並いし経済計画と併行して、その内部的マイナスを調整するための総合的な均衡をえた対策とならねばならない。しかも内部的不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られている。今日の世情はかつての昭和初頭の恐慌当時との内面においても極めて類似した様相をもつといふ。人口の圧迫が当時よりもなお甚しいと考えれば、表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在しているといふかもしない。

もちろん、人口増加の圧迫はさう長期につづいてゆくものではない。出生率の低下とともに将来は労働人口の増加は漸減し、それを上回るような労働力の需要を生じる場合がないとはいえない。しかしそのような時期に国民経済の全般的な近代化を実現し国民生活水準の画期的な上昇を期待するには今から打つべき手を打つておかないと手おくれになる。労働力の移動は単に頭かずのやりくりだけで実現されるわけではない。労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生することが国民経済にとって最も不幸な事態といわねばならぬ。われわれは苦難の道を歩まなければならぬであろうけれども、今こそ官民力を併せて潜在失業対策を軌道にのせるべき時期だといいたい。

### 第三部 対策の内容

以上の観点に立つて、われわれは当面実施されるべき潜在失業対策について所見を述べたい。

1. (産業政策の基本方向) その第一の方策は国の經濟政策なかんづく産業政策の確立である。經濟成長をできるかぎり安定性の上に極大化するための国の經濟計画ないしは政策がうち立てられなければならぬ。この観点からわれわれは最近発表された新長期經濟計画に大いに期待するものであるが、經濟計画の策定に当り、雇用の吸收、とりわけその質的改善についてできうるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれは従来のように一率的且つ抽象的でなく、各産業、各地域における労働の吸収度についてそれぞれ検討を加えた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。

(1) 農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を國民經濟の進歩に遅れないように格段に向上する方針を

確立するとともに、従来の農業政策における政策と保護政策的な政策との混交を漸次清算してゆくことを望みたい。単に過大人口の収容の場となりがちな農業垦殖を企業としての採算ベースにのせることは、国民經濟における跛行性を是正するうえに効果的な方法であるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過当な増加を適正化するためにも重要な施策であるとの認識に徹底してほしい。そのような見地からこの際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に対する対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、これを農家として保全するよりも、むしろ別途の方向へ収用する積極的な転換方策をうち出すべきである。林業・漁業における潜在失業対策についてもこれに準じた対策がとらるべきであろう。

(2) 国の經濟計画における投資計画の策定については、單なる資本効果のみならず、雇用効果についても十分な検討が必要である。この

ような観点からいえば、いわゆる重化学工業中心主義、もしくは基幹産業中心主義の全般運営は必ずしも効果的方法とは考えられない。わが国の全般成長は、輸出に大きく依存している。また、輸出産業のなかにおける中小企業の比重が圧倒的に高い。これらの事情を考えると、われわれは、重化学工業中心主義にも再検討を加え、機械工業や雑貨工業等における経済規模の拡大・生産性の向上を実現することを主眼とし、重化学工業・エネルギー産業の整備などはこれを推進するための手段なりとの認識に立つことが長期的観点に立つてより適切な方法であると考える。

(3) 今後潜在失業がより加重されてくると予想される都市の中小企業に対しては、技術、設備、管理にわたる内部的諸条件の改善により一層の努力を集中し、企業の体質改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均等ならびに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやりかたが必要である。そ

れとともに、可能な限り組織化の道を制度化してその存続を保証し、大企業との間の介野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつつ、拡大を促進することが切望される。

乙、（最低賃金制度その他）しかしながら、われわれは單なる経済的合理主義の觀点からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできぬ。解決はもつと緊急を要するのである。したがつて、すでに現実に存在している潜在失業的就業部分に対しでは、直接その失業的性格をなくすための対策をとる必要がある。このような觀点から特に一二とりあげることを要請したいのは、最低賃金制度の実施である。周知のようにすでに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていてことをはつきり再確認して、「最低賃金制度」をできうるかぎりその軌道上のせるよう措置することが必要である。これとともに家内労働法を制定し、内規その他の低賃金による労働強化に対しても、公正な

基準を導入すべきである。

(1) 最低賃金、家内労働法は原則として全国一律に実施されることが望ましいが、それは一挙には困難であろう。このような制度を早急に実行することによつて、反面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうばつたり、また違反を余りにも拡大していわゆる正直者を馬鹿な目にあわせるような矛盾や摩擦をつくりだすことは決して当をえた方策ではない。企業の特異性や地域的実状を十分頭に入れて漸次進めてゆかねばならないであろう。しかし政府はこの新しい長期経済計画とにらみあわせて将来における完全実施を目指してそれに向つて前進を開始することが必要である。

(2) 差し当つて局部的、暫定的に実施るべき最低賃金制度も、単に業者間協定を事後的に公認するというような仕方ではなく、政府または中央、地方の賃金審議会の積極的な參與と指導が必要である。また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は雇傭者の組織

の最も薄弱なところであるから、その実施に当つては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われることが望ましい。

(3) 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日雇制度や失業者救済のための公共事業、また未就業者保護などの全分野に亘つて再検討が要請される。これらの諸措置が全般的に拡充されることが必要であることはいうまでもないが、国の長期全済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行われることが先決である。そのような立体的な、厚生、労働行政を通じる体系化が行われないでは、潜在失業対策は眞の意味では前進できそうもない。

3. へ財政措置と国内体制の整備) 戦後の經濟復興のテンポは目ざましかつたといつても、一方では人口が異常に増加し、また他方では國際經濟競争に伍して産業の合理化と高度化がつよく要請されてしるので、わが国の産業水準と資本蓄積力はまだ低い、それだけに潜在失業対策

を効果的に進めてゆくことは、決して容易な業ではない。しかし潜在失業層の累積によつて、深刻化されつゝある社会悪や社会不安は今ま放置することは許されない。

当面可能な限り安定的な經濟成長をはかり、正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかねばならない所以もそこから生じる。一番必要なのはそのための行政機關相互の緊密な連繫と國家予算の増大である。現在の国民の税負担は戦前よりも重いけれども真に一切の他の政策に優先するという意味で、他の国費を削つても、そのための国費の重実的な投入が必要である。もしも國や地方団体でそのための体制が整備されるならば、また余剰な他の部分からの国費の投入が困難だとするならば、われわれは一定の過渡的期間をかぎつて、國民負担の若干の増加もまたやむをえないと考える。

潜在失業発生の根源をたつたためには、以上の措置だけではなしに、

教育制度の刷新、特に産業教育の徹底とか、また海外への雇用の道の開拓とかの措置も要請される。しかしここではわれわれはなにものよりも潜在失業と正面からとりくみ、これを漸進的に改善しようとする政府と国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望する。

以上

附 帯 決 議

潜在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われてゐるけれども、政府はこのさへ対策実施の根拠となりうるよう全国的実態調査を定期的に行なうよう措置された。

B.50.

58-

昭和三十三年二月十二日

## 潜在失業対策に関する決議（案）附属参考資料

人口問題審議会第一部会

目 次

- 一 人口増加の圧迫
- 二 資本の高度化と雇用構造の歪み
- 三 経営規模別の賃金格差
- 四 戦後農業の進歩と零細兼業農家の累積
- 五 潜在失業的就業の場としての都市の小・零細經營
- 六 日雇労働の増加とその社会的恒常化
- 七 家内工業の一般的残存
- 八 潜在失業的就業増加の概貌
- 九 所得水準からみた潜在失業層の大きさへの測定
- 十 被保護世帯の概況

## 一 人口増加の圧迫

戦後のわが国人口動態は、古い多産多死の形から近代的な少産少死の形へ決定的に転換した。それが人口動態の近代化といわれるのに、これによつて出生と死亡の差、即ち自然増加が収縮され、人口の増加が次第に緩慢化されるためである。しかし、現在の過渡的段階にあつては、まだ死亡率低下の影響の方が強く作用しているので、人口はかえつて戦前以上の増加をつづけている。昭和三一年に自然増加は戦後はじめて一〇〇万<sup>合</sup>を割つて四〇万となりたが、それでもまだやつと戦前水準に戻つた程度である。

その上、このように出生率を低下させながら更にそれを上廻る死亡率の低下を主要因として行われる人口増加は、年少人口は減少しながら成人人口ばかりを増加させることになるので、同じ一〇〇万<sup>合</sup>かい人口増加といつても、それがあ劳动力市場に

及ぼす圧迫は一段ときびしい。人口問題研究所の推計将来人口によつてこの一端を示すと表一のようである。

表一 麻生および将来における人口、特に十五～五十九才生産年令人口増加の趨勢

(年平均・単位万人)

期	間	増加總數	十五才未滿	十五～五十九才	六十才以上
昭和五	～ 昭和一〇	九六	三九	四九	七
“ 二五 ”	～ 三〇	一一八	九	九三	一六
“ 三〇 ”	～ 三五	八二	一〇八	一三〇	二一
“ 三五 ”	～ 四〇	六一	一九四	二四	三
“ 四〇 ”	～ 四五	〇	四六	八六	三八
“ 四五 ”	～ 五〇	六三	一〇四	一三〇	二六

(備考) 戦前は沖縄を含む旧内地、但し、差増の数字には大差はない。また昭和三十五～三〇年の増加には奄美大島を除いてある。昭和三〇年以降は人口問題研究会の昭和三二年五月改算の推計将来人口による。

即ち、十五～五九才の生産年令人口の増加は、戦前の昭和五～一の年のころは年平均約五〇万であつたのに對し、現在は昭和三〇～三五年の五ヵ年間の年平均として一〇九万、即ち戦前の二倍以上の大きさになつており、更に昭和三五～四〇年にかけては年平均<sup>一三〇</sup>万にも達する。昭和四〇～四五五年に至つて始めて下り坂になるが、それでもまだ戦前水準よりは遙かに大きい。つまり、われわれは今後一〇年余にわたつて、生産年令人口の激増という形で、極めて異常な人口の圧迫に直面しているわけにある。

## 資本の高度化と雇用構造の歪み

生産年々人口の激増という形で現われてゐる異常な人口の圧迫が戦後わが国人口動態の画期的な近代化の結果であるのと同じように、戦後国民経済に要請される同じく画期的な近代化もまた国民経済と人口との不均衡を深刻化する主要因の一つとなつてゐる。国民経済の近代化、いいかえれば産業構造の重化学工業化と資本の高変化は、それが要素た生産を増大するほど雇用を増加させず、またその雇用効果はそのような近代化の推進される大企業においてよりもむしろ中・小・零細企業の面で現われてくることとなるので、勞働の生産性や所得にさきだに大きな格差をもつてゐるわが国の雇用構造の歪みを更に一段ときびしいものにせざるをえない。

一切を鉄鋼業にとると、これは圧延部門におけるストリップ・ミルの導入等、戦後昭和二十六年度から三十年度にかけて実施された第一次合理化計画により、近代化の最も進捗した部門であったが、鉄鋼連盟の調べでは、労働生産性は二十六年度平均を一〇〇〇として、三十年度には一五二・七に向ひしている。かこの間、労働者数は

二七年の十八万八千人から三〇年の十八万四千人と、殆んど動いていないといふよ  
リはむしろ縮小気味であった。更に一例を自動車部門にとると、こゝでもトランス  
パー・マシンの採用などで最近顯著な近代化を行つてゐるが、この機械の導入によ  
り、エンジン・プロックの生産に要した四〇名の労働者は僅か一名ないし二名で足  
りることになつたといつてゐる。(日本生産性本部生産性研究所雇用問題委員会編  
「日本の経済構造と雇用問題」所収の開銀調査部次長・宮下武平氏の報告による。)  
このような状勢の全貌を、通産省の工業統計表に土り、製造業における経営規模  
別従業者数の推移としてみると表二のようだ。従業員規模一〇〇〇人以上の巨大企  
業半業所においてはその雇用量は絶対数としても一貫して年ごとに減少しているこ  
とがわかる。そして最近の旺盛な設備投資が主としてこれら巨大企業において行わ  
れたものであることは附言するまでもあるまい。

基幹産業部門における資本の高度化は、国民経済発展の推進力として、あきらか  
に全雇用量を増大させつゝあるが、中小及び零細企業との大半を押し込んだわか

國特有の雇用構造の歪曲をも同時に拡大再生産しつつあることにも前回を止めねばならぬ。

表二 製造業における経営規模別従業者数の推移

従業員規模 (単位 1,000人)	総数 1,591人 1,053人 305人 100人 50人 10人以上
昭和二十六年	一〇九人 一〇一九人 九一〇人 八三七人 二九四人 八六〇人
" 二七 "	四七八〇人 一〇二六人 九六四人 八三九人 八五八人 三二五人
" 二八 "	五一七一人 一〇三一人 一〇四六人 九三九人 九五三人 三六七人
" 二九 "	五二八五人 一一一〇人 一一一四人 九三五人 九五三人 三六七人
" 三〇 "	五五一七人 一一一〇二人 一一八八人 一〇三〇人 一〇一八人 三七五人

(b) 指数 (昭和二六年 = 100.0)

昭和二十六年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二十七年	101.8	100.7	106.0	105.0	101.5
二八年	109.8	101.1	124.9	117.4	113.8
二九年	121.9	108.9	122.4	114.9	114.9
三十一年	116.9	108.1	122.5	113.9	113.9
三〇年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二九年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二八年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二七年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二六年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0

(C) 百分比分布

昭和二六年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二七年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二八年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二九年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
三十一年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二九年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二八年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二七年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0
二六年	100.0	90.0	100.0	93.5	94.0

(備考) 通産省、工業統計表(昭和三十一年)より作成。本調査は国及び公共企  
業体に属する事業所を除外している。なお、右表從業者中の

専用労働者数は各年次を通じ九二%（昭和二六年）～九五%（昭和二九年）の間にある。

### 三、経営規模別の賃金格差

神武景気と証された最近の好況下に雇用状勢は好転し、雇用構造の近代化と高度化のきざしも現われたといわれたが、それは主として自営業就業者が減少して被雇用者も増加し、また商業やサービス業においてよりも製造業における雇用の増加が多くなったことをいうものであつた。しかしながら、製造業における雇用増加の実体は、この好況期にあっても、<sup>右</sup>井戸にみてきたとおなじく、やはり中小零細企業における増加であつた。大企業においても確かに雇用は増加したが、その増加分は殆んど臨時工あるいは日傭の増加として行われたものであつた。その一端を経済審議庁調べの数字によつて示すと表三のとおりである。

表三 昭和三年における製造業の経営規模別雇用量の対前年比率

(昭三〇年比一〇〇%)

	総 用 工	従業員 人未満	100人以上 50人未満	50人以上
業 時 工	一〇三・四	一一一・七	一〇五・四	一〇二・九
日 雇	一五四・二	一四七・二	一四三・九	一五七・六
	一〇九・一	一二五・五	一六一・六	一〇三・四

(備考) 経済審議庁の製造業五〇社の調査による。昭和三二年度経済白書

三一八頁参照。

右表は従業者数五〇人以上の大経営においても専用工の増加があつたことを示しているが、その割合は最も低い。もし一〇〇人以上の巨大経営を別掲したならば、右掲表三からも想像されるとおり、おそらくマイナスを記録しているであろう。この好況下の製造業における雇用の増加も、その大部分は小零細工場において乃至

は當時工の増加として行われたものであつた。そして問題はこの經營規模の差異が  
その生産性と賃金においても著しい格差をもつてゐる点にある。勞働省の調査資  
料によつて之を示すと表四のようだ。三十人未満へ従事一人以上)の工場の男子  
労働者の賃金は一〇〇人以上のそれに對して平均してほゞ半分であり、且つその  
格差は年々の上昇とともに開いていて、生涯の職場としてそれかきわめて安定性を  
欠くものであるかを物語つてゐる。先進諸国における同様の規模別賃金格差が上下  
の間で八〇%を割ることが稀であることを思うと、左表に見る大きな賃金格差は  
わが國經濟が異常な構造的歪みをもつておあり、國民經濟の發展がかえつてそこに新  
しい貧困を累加せざるをえないかと人を推察するに足るであろう。

なお、おなじく労働省が昭和三年七月に、とくに三十人未満の經營規模の常用  
労働者について行つた賃金調査の結果をみると表五のようだ。賃金格差はほゞんど  
村かないといってよほどに落ちてゐることが了解されよう。

表四 製造業男子労務者の年令別おとひ經營規模別賃金格差（指教）

		年令別に及ぶ規模別格差		(A)		從業員規 模別年令	
		年令別に及ぶ規模別格差		総数		年令別に及ぶ規模別格差	
		一八歳未満	一八歳未満	一〇〇	一〇〇	一〇〇人以上	一〇〇人以上
		一一九	一一九	一〇〇	一〇〇	一一〇人未満	一一〇人未満
		二〇五	二〇五	一〇〇	一〇〇	五〇〇人以上	五〇〇人以上
		二五九	二五九	一一三	一一三	五〇〇人未満	五〇〇人未満
		三〇三	三〇三	一一四	一一四	一〇〇人以上	一〇〇人以上
		三五三	三五三	一一五	一一五	三〇人未満	三〇人未満
		四五九	四五九	一一七	一一七	二〇人以下	二〇人以下
		一〇〇	一〇〇	一二三	一二三	三十人未満	三十人未満
		一〇〇	一〇〇	一四五	一四五	一〇〇人以上	一〇〇人以上
		一〇〇	一〇〇	一〇八	一〇八	三〇人未満	三〇人未満
		一〇〇	一〇〇	九七	九七	二〇人以下	二〇人以下
		一〇〇	一〇〇	九六	九六	三十人未満	三十人未満
		一〇〇	一〇〇	八八	八八	一〇〇人以上	一〇〇人以上
		一〇〇	一〇〇	八四	八四	三〇人未満	三〇人未満
		七七	七七	七三	七三	二〇人以下	二〇人以下
		九一	九一	七二	七二	三十人未満	三十人未満
		九三	九三	六六	六六	一〇〇人以上	一〇〇人以上
		一九七	一九七	六七	六七	三〇人未満	三〇人未満
		八〇	八〇	五九	五九	二〇人以下	二〇人以下
		五九	五九	五九	五九	三十人未満	三十人未満

六〇人以上	一〇〇	一一二	一二六	一三一
五〇人以上	一〇〇	一一二	一二六	一三一
五〇人未満	五〇〇人以上	五〇〇人未満	五〇〇人以上	五〇〇人未満
三十人以上	三十人未満	三十人以上	三十人未満	三十人未満
二十人以上	二十人未満	二十人以上	二十人未満	二十人以上

(B) 規模別に取た年令別格差

年令 従業員規模	総数	一〇〇	一一二	一二六	一三一
一八〇以上	一〇〇	一一二	一二六	一三一	一三一
一八〇未満	三六	三三	四八	五〇	五〇
一八〇一九	五二	五四	六六	七三	七三
一八〇二四	七四	八一	九一	九九	九九
一八〇二九	一〇一	一一九	一二八	一二九	一二九
一八〇三四	一三一	一三五	一四〇	一四〇	一四〇
一八〇三九	一三二	一三二	一三九	一三九	一三九
一八〇四九	一三九	一三九	一四〇	一四〇	一四〇
一八〇五九	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
六〇以上	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇

(備考) 労働省昭和二九年個人別賃金調査より計算。なお全規模全年令の平均賃金(月額)は一五・二〇六円である。

表五 小型細經營における常用労働者の定期給与額の規模別格差(昭和三三年七月)

	三十人以上	二十九人	四十五人
六 大 产 業 計	一〇〇・〇	六三・一	四〇・八
鉱業	一〇〇・〇	四六・五	四六・二
製造業	一〇〇・〇	六三・六	四五・四
卸売小売業	一〇〇・〇	六六・二	四二・五
金融保険業	一〇〇・〇	六三・三	五三・一
不動産業	一〇〇・〇	七七・七	六〇・三
運通公益業	一〇〇・〇	七六・一	六三・二

(備考) 労働省の毎月労働統計調査抜充調査の結果による。なお、本表の指數は食事が現物支給されている場合が多い住み込み労働者を除いて、通勤労

労者についてのみ計算されたものである。また、基準を五〇人以上のところにとると、六大産業計の指教は、二九・五人は五四・三、四・一人は三五・〇となる。

#### 四 戦後農業の進歩と零細兼業農家の累積

潜在失業的就業の場として最も典型的な産業部門は、戦前においては、農業であった。終戦直後にも農業は膨大な余剰人口をかかえ込んだが、それはある意味で当時の国民所得の配分構造にそった動きであった。国民経済の再建とともに、このような農業部門への戦後の過剰就業はほぼ清算されるに至った。そして戦後の農業は上地改革を転機とし、機械化の普及その他の技術的進歩を達成しながら大きく前進した。戦後農業技術の進歩が農業の資本整備を重くし、また戦前とかわって生じて芽竹の生産性を向上させるような形で導入されていることも画期的な事実といつてよい。農家経営もそれとともに著しく経済計算化されるに到った。

しかしながら、このようす前進は、同時に、農家の階層分化を一段ときびしいものにし、全般的な農家所得の上昇のかけに農業からの脱落を余儀なくされる零細兼業農家を累積させていく。終戦直後の過剰人口の農業部門への流れよせはすでに清算されたといつてよいか、しかし戦前ほゞ五五〇万戸の水準にあつた農家戸数は、

現在は、農業を從とするいわゆる第二種兼業農家をも加えると、優に六〇〇万戸をこえており、戦前ほゞ一四〇〇万人を算入した農林業者数は、昭和三〇年の国勢調査の結果によつてみると、こゝ数年未減つてけきたかまだ一五〇〇万戸を上廻つてゐる。農家の生活水準は平均して戦前を大きくこえでいるが、農家所得における農外所得の割合は戦前よりもずっと大きく、兼業化の傾向は中層の農家層にまで及んでゐる（表大参照）。近代化のための前進は、農業部門においても亦、その零細農家層を新しく潜在失業化しつゝあるといえよう。

表六、兼業農家割合の推移

年次	農家総数	兼業農家総数	内農を兼業とする兼業農家
昭和一三年	一〇〇〇	五四〇	二三八
一一	一〇〇〇	四六九	一七二
一二五	一〇〇〇	五〇〇	二一六
二九	一〇〇〇	二四三	

(備考) 憲林省調査。兼業の定義には年次により若干の誤差があるが、大勢を動かすほどのものではない。

農家階層分化の圧力が最近と反に下層の零細兼業農家の農業離脱を促進しつつあることは表七にもみるおりであるが、この零細兼業農家の農業離脱過程も、過大な農家数の合理的な再編収縮運動というよりは、すでに過飽和状態に陥る農業部門

からこぼれ落ちる脱落現象といつた色彩がつよい。五反木溝の堅細農家は表八に  
及ぶとおり、なお全大〇〇万農家の約四割に友人があり、それらかその生業の不安  
定性において之らの脱落農家とさして遠庭のないものであることほいいうまでもなく  
かれらはいま上昇か脱落かの境下立たされるに到つたといつてもよい。昔ながらの  
職場自体が、国民經濟の發展につれて、そのようだ、そつ存在理由を剥奪されてゆ  
くことこそ、潜在失業化の最も典型的なかたちといえよう。

表七 昭和二十五～三十一年間の経営規模別農家数の推移 (単位：1,000)

経営規模 (冊)	内 地			北 海 道		
	昭 二 五	昭 三 〇	増 減	昭 二 五	昭 三 〇	増 減
〇.五以下	一四二八	一二六八	（一）一三五	三四六	二三七	（一）九
〇.五～一	一六〇三二	一一〇六	（一）一〇〇六	（一）三六	二一	一八
一～二	一九五一	一九五五	（一）一	二一	一三	（一）三
二～三	九四五	九八一	（一）三六	三二	二九	（一）三
三～五	三六三	三七六	（一）三	五〇	五四	（一）五
五～一〇	一七八	一七九	（一）三	三八	四三	（十）五
一〇以下	二七	二九	（一）一〇	一〇	一〇	—

(備考) 前年次とも二月一日現在、ともに世界農業センサスの一環として行われた農林省調査。昭和二十五年は二〇分の一、昭和三十一年は五分の一の抽出率による標本調査。

表八 全農家の經營規模別分布(昭和二九年)

經營規模	家数	割合
総	六〇六六三五五	一〇〇〇%
三 反 未満	一三六七一二二	二二五
三 反 く 五 反	一〇四七〇七五	一七三
五 反 く 一 町	一九七〇一三二	三二五
一 町 く 一 五 町	九六三八〇一	一五九
一 五 町 く 二 町	三七五九一四	六二
二 町 く 三 町	二〇八四〇七	三四

経営規模	実数	割合
三町(五町)	八一八之〇	一三
五町(一〇町)	三九六九二	〇七
一〇町(二〇町)	八〇三三	〇一
二〇町以上	二五六	〇〇
例外規定該当農家	四〇六四	

(備考) 農林省調査、昭和三〇年二月の農業基本調査のため二九年九月に行われ

た農業調査の集計結果による。したがつて実質上、悉皆調査である。

## 潜在失業的就業の場としての都市の小・零細經營

農村（あるいは農山漁村）は上述のように今日においても依然として大きな潜在失業的就業の場として残つてゐるが、最近にあつては都市の零、細商業やその他の零細企業部門が過剰労働力の押し込まれる場として急速に肥大しつゝあることにも特段の注意を払う必要がある。都市人口の生長が農村との血縁的つながりを薄くしたことにも大きな理由があるが、全体としての人口の圧迫が格段に大きなものになつた二ことが根本の原因であつう。そして農家と同じような家族経営、ないし家族経営的な二の種の小零細企業が潜在失業的就業の宿りやすすい生業形態であることはいうまでもない。

昭和二十五年および三十年の国勢調査の結果によつてこの間の全国の産業別就業者数の推移のあとをみると表タのようで、減少を記録しつゝある農林漁業部門を除くと、都市的産業部門における就業者の増加は年平均九三万弱であつたが、その八九%は商業サービス業その他の第三次産業部門に吸収されてゐる。且つこの第三次産

業部門での増加の八九%は商業とサービス業との増加であった。これらの業種が家族経営を主体とする生産性のひくい小商売や零細なサービス業が過剰労働力のしわよせられる場となつてゐることを示している。

表九 昭和二十五～三〇年の産業三大群別就業者数の増加(年平均)

産業部門	増加数 (千)	増加率 %	分 布
総 数	七〇六	一・九	一
(I) 農・林・漁業	一二二	一一・三	一
(II) + (III) その他の 業	九二八	一・六	一〇〇・〇
(II) 鉱業・建設及び製造業	三〇〇	三・大	三二・三
(III) 商業・サービス業その他	六二七	五・三	六七・六

(備考) 国勢調査、昭和二十五年は一〇%、昭和三十一年は一%抽出算計結果による。

昭和二十五年は十四才以上、昭和三十一年は十五才以上の就業者数による。また

奄美大島の加入により調査地域にも若干の差異があるが、本表の数字はそれらの点を修正せずに計算してある。

ついでに、わが国経済の中で家族経営の占める比重を労働力の側から示すと表のようで、全産業を総計して全就業者の過半数は家族経営の中で稼働されてい、万家族労働力であり、その形は第二次産業部門の中にも深く食り入っている。そのうえ被雇者の中の一部は家族経営の中で住み込みその他の形で雇われているものであることも忘れてはなるまい。事業所調査の結果によつてその程度をみると、農林漁業を除ぐ全産業の民公営事業所を総計して、被雇者の額に二割を二える部分は従業員規模一人未満の事業所に雇われているもので、その数は二つに所属する個人業主および家族従業者総数のほん三分の一にあたつでいる。

第一〇表 産業三大群別に就たる従業上の地位別就業者数割合

(昭和三十一年)

四

従業上の地位	全産業	工農林漁業	正
自営業主	二三・九	三二・七	一三・五
家族従業者	三〇・六	六一・三	一一・二
小計	五四・五	九四・〇	一八・四
被傭者	四五・五	一五・九	八〇・六
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	三一・九
従業上の地位	全産業	工農林漁業	正
自営業主	二三・九	三二・七	一三・五
家族従業者	三〇・六	六一・三	一一・二
小計	五四・五	九四・〇	一八・四
被傭者	四五・五	一五・九	八〇・六
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	三一・九
従業上の地位	全産業	工農林漁業	正
自営業主	二三・九	三二・七	一三・五
家族従業者	三〇・六	六一・三	一一・二
小計	五四・五	九四・〇	一八・四
被傭者	四五・五	一五・九	八〇・六
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	三一・九

(備考) 昭和三十一年国勢調査 1%抽出集計結果による。

## 六、日雇労働の増加とその社会的恒常化

都市における過剰労働力の沈没と累積は日雇労働者の増加とその社会階級的恒常化傾向の中にもこれを窺うことができる。一般日雇労働者の増加は表一一にみるとおり、ここ数年来の増加率は全被傭者のそれより遙かに大きい。しかも、最近はすでに一五〇万をこえる日雇労働者層の大半八割五分ちかくは非農林部画における日雇で、主として大都市的人口層に属するものといつてよい。

表一一表 全国日雇労働者数の推移

(昭和二七—三〇年 単位：一〇〇〇)

増 加 率	被 傭 者 総 数		日 雇 労 働 者 総 数	（ 昭和二七—三〇年 単位 一〇〇〇 ）
	昭 和 二 七 年	一 四 二 一 〇		
一 一 ・ 四 %	一 五 九 × 〇	一 四 〇 〇	三 八 六 %	
一 一 ・ 三 〇				

(備考) 労働力調査、年間平均値による。

特に大都市における登録日雇労働者について戦前、戦後の推移をみると表一  
ニ及び一三のようで、戦前は主として農村零細農層からの横すべり的移動  
であつたのに対し、今日では主として都市の諸産業からの落層人口によつ  
て補給されていゐることが髣髴されよう。

表一二 東京都内登録日雇労働者の出生地別構成（戦前、戦後の比較）

年次	出生地	東京		外 地	不 明 その他及 び
		都 東京以外の 市	農 村		
昭和七年	一四・九	四七	五二・七	二七・七	一〇・〇
二八年	四五・三	一一・〇	二六・三	〇・五	一六・九
					一〇〇・〇

(備考) 昭和七年は社会局「失業者生活実態調査」、昭和二八年は東京都「日雇労  
働者生活実態調査報告」による。

また、六大市における登録日雇労働者について、彼らが日雇になつてから

の持続期間別の公布を年次を追つてくらべてみると表一四のようで、二二数年末次第に長期化してきており、日雇労働者として社会階級的に固定化しつつあることがわかる。

表一三 東京都内登録日雇労働者の前所属産業別構成（戦前・戦後の比較）

年次	産業	年次	産業
昭和七年	農林漁業	二八年	八三
	鉱業		〇六
	製造業		一五・二
	土建業		四四・九
	商業金融		六・六
	運輸通信		六・三
	その他		一八・〇
	計		一〇〇・〇
三月未満		三・二	
三月以上		一・四	
六月未満		三五・四	
一年未満		九・二	
一年以上		一・二・四	
三年未満		四・六	
三年以上		三三・七	
計		一〇〇・〇	

（備考）前表に同じ。

表一四 大都市における登録日雇労働者の日雇になつてからの持続期間別分布の推移

年次	期間	三月未満	三月以上	六月未満	一年未満	一年以上	三年未満	三年以上	計
昭和二五年		一〇・七							
			一一・三						
				三・八					
					一・八・九				
						一・四・三			
							一・〇・〇		

昭和二十六年	五六	一三六	四二六	二九〇	一〇〇〇
"	二七	四七	五〇	九六	一八五
"	二八	二九	五二	七九	一三七
"	三〇	二三	四六	七九	一三四
"	三八	四八	大四	七〇三	一五六
"	三九	一二四	九四	一〇〇〇	一〇〇〇
"	四〇	一五六	一五六	一〇〇〇	一〇〇〇
"	四一	六〇八	六〇八	一〇〇〇	一〇〇〇

(備考) 労働省 日雇労働者生活実態調査による。

なお、年令別にみても、最近では大部分が三〇才以上、七割ちかくは四〇才以上の中年層に属し、失対事業は完全に恒常的救済事業化するに到つた。最近の国勢調査で一登録日雇が転業安定所を自分のつとめ先としてしたという挿話も決して一片の笑い話ではないような状態にある。しかもこれらの登録日雇労働者世帯の生活水準は、昭和二十九年度の東京都日雇労働者生活実態調査の報告が結論しているように、生存の最低限を維持するにも足りない程度で、当人の労働力を再生産するためにはそのしわは当然に家族、とりわけ子供へさせられるという現状にあ

り、労働力は当人においても乃至は世代的再生産過程においても明らかに荒廃化の過程を辿つてゐる。(本項は財團法人・人口問題研究会の昭和三一年十二月の潜伏失業対策に関する決議の参考資料より再掲。)

## 七 家内工業の一般的残存

日雇労働が特に大都市的現象であると対応して、中小都市から農村地域にも通じて今日なお大量に残存する家内工業的労働は、旧態依然たる非人道的な労働条件の下に公然と存続している。おなじく上記人口問題研究会の資料を借りてその一端を窺つてみる。以下のようにある。山梨県の郡内地方における零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態をみると、朝は六時ないし七時から夜は八時、九時までの一四時間労働を普通のこととし、景気のよい時にはもつと長時間労働がされていながら、ここに雇われているほか込み女工の給与は月三、四千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売り的形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれら被傭者と同じよう佑りていて、いさうよりも、寧ろ家族従業者に強制されるそのような勞

労形態が柱又込みの女工たちにも同じような過重労働をやむをえないこととして押しつけていふというべきであつた。家族主義的零経営企業形態と労働力の過剰との結合が飛躍させる潜在失業的就業はここに最も典型的な姿で現われりと云つてよい。特にこの地方で女工たちが経営主夫妻を「おとうさん」、「あかあさん」あるいは「おじさん」、「ねえさん」とよんざることは、そのよう有社会関係の根深かさを示すなりよりの例であつた。そしてこのような家内工業が今日も多數かつ公然と存在してゐるという事実こそ、今日の雇用問題の潜在失業的性格とその底の反応的な根深かさを示唆して遺憾ないものである。

東京商工會議所が昭和三十一年四月に行つた東京都下中小企業九七二事業所の調査結果によると、実働時間八一八九時間で一五才の平均賃金は平均四〇〇円、最低は皮革専業の三〇〇円であったが、だとすると上記都内地方にみる家内工業の実情は、そのまま直接に今日の中小企業の最底辺に接続し、今日のわが国社会の階級的ヒラミッドの実態をその極限において見せてくれるものといつてよいのでは

ないかと考えられる。

#### 八、潜在失業的就業増加の概観

以上にみてきたような潜在失業的就業の諸状況を全国的に一律の規準で総括計量するにはことからず、其の性質上不可能なことであるが、いま試みに労働力調査の結果にもとづいて週間就業時間数別の就業者数の推移を年次を追つて辿つてみると表一五のようだ。週三五・四八時間の正常な就業者数は次第に減少していくのに對していふものであることがわかる。それが潜在失業的就業の増加を物語るものであることは議論の余地あらぬ。

表一五 週間就業時間数別にみた就業者数の推移（全産業、男女計）

年 次	総 数 (A)	時間			
		一～一九	二〇～三四	三五～四八	四五九～五九
一九五〇（昭三五）年	三五・一四〇	三五・一四〇	三五・一四〇	三五・一四〇	三五・一四〇
		一一・三〇〇	一一・三〇〇	一一・三〇〇	一一・三〇〇
		八一八〇	八一八〇	八一八〇	八一八〇
		七二九〇	七二九〇	七二九〇	七二九〇



（参考）労働力調査、各年とも年間平均による、なお休業中のものは比較的少數であるばかりでなく、この間に定義の変更もあつたので表示を省略。

又、以上の就業者数の分布は男女別、従業上の地位別ないし農林非農林別にみてても、程度の差はあつても推移の傾向はほぼ同じである。概して、この間に就業者を余計か、えこんだ部面において分布の悪化傾向は一段とつよい。

また、毎月の定期労働力調査は家事や通学を中心として仕事を従とするような者もすべて就業者として捉えていたので短時間就業者をや過大に示す傾向があるが、昭和三十一年三月の労働力臨時調査の結果によつて特に平常仕事を主とする者の内とれくらい短期間ないし長時間就業者があるかをみると表一六のようだ、週三五時間未満の短時間就業者ないし週七〇時間以上の極端な長時間就業者はそれぞれ三五〇。

万ちかく、合計して七〇万ちかくにも及んでおり、短時間就業はとくに農林部門に、長時間就業はとくに非農林部門に多いが、いずれにあつても深く家族経営と結びついた現象であることを示している。そしてそれか前者においては経営規模の偏

小さのための仕事の不足を、後者にあつては低生産性の過長労働を意味するものであふことはいうまでもない。なお、非農林の被雇者においても週セ・時間と二元的過長労働を余儀なくされていゐものが一〇〇万にちかい数に及んでいゐことも見かしてはおるまい。

表一六 平常仕事を主とする短時間及び長時間就業者の農林非農林別及び就業上の地位別分布（昭和三〇年三月）

産業及び従業上の地位	(A) 実 数	
	週一～三四時間就業者	週七～十時間以上就業者
農林業、林業主	三四六〇（一〇〇・〇）	三四九〇（一〇〇・〇）
内業者	二一六〇（一六二・四）	六七〇（一九・三）
被雇者	七四〇	二八〇
家族被雇者	一一四〇〇	三八〇
	一一〇	一一〇

非農林業・總數

六三〇〇(三七・六)

二八二〇(八〇・八)

內業主

五八〇

一一四〇

家族從業者

三七〇

七一〇

被傭着

三五〇

九七〇

(B) 就業者總數に対する割合 (%)

農林業總數

九・三

九・四

內業主

一四・三

四・四

家族從業者

一三・九

五・三

被傭着

一五・〇

四・一

非農林業・總數

四五・七

一二・八

內業主

一九・九

〇・六

家族從業者

一三・五

二五・九

被 償 者  
= = =  
四

六 · 六

(備考) 昭和三十一年三月労働力臨時調査による。定期調査の抽出標本からその三分の一を抽出したものであるから標本誤差はやや大きい。  
更に

## 九 所得水準からみた雇用失業層の大きさの測定

雇用失業と見做される低所得の就業者がどのくらいの数に達するかを計算することとは極めてむづかしい仕事であるが、大槻を推察することを趣旨として昭和三十一年七月に総理府統計局が行つた就業構造基本調査の結果にもとづき、その輪廓を画いてみると以下のようである。

### (1) 世帯収入基準

最初に、世帯の収入を基準にしてボーダーラインをひいてみる。というのは、潜在失業といふものが産業構造の上からみて家族労作経営と深く結びついたものであるばかりでなく、就業の名に値しない一般の低所得労働を失業として潜在化させずに耐えしのばせているもまた家族主義的な協同労働体制にあると考えられるからである。そこでいま、世帯の収入、即ち世帯の全労働力の勤労所得のほか、賃産所得、生活保護費、社会保障給付その他の現金収入の総額が月平均一万円に満たない世帯、且し農林業自営世帯については月平均八、〇〇〇円に満たない

表17 最低所得世帯の世帯数、世帯員数および就業者数  
(男女合計、単位1000)

	総 数	被扶養世帯	非被扶養世帯	無業又は休業世帯	
実			数 (単位1000)		
世 带 数	4,030	1,118	2,433	479	
44才以上の世帯員数	8,604	2,971	4,459	1,174	
就業者数	5,981	2,526	3,042	413	
それぞれの総数に対する割合 (%)					
世 带 数	19.4	21.1	18.7	(20.0)	
44才以上の世帯員数	13.8	14.6	12.4	(20.0)	
就業者数	15.0	16.0	13.9	(20.0)	

備考 1. 昭和31年7月就業構造基本調査による。

- 2 最低所得水準については本文参照。調査結果は1万円の線で切った表章法がないので、本表は8,000～12,000円群を機械的に1/4等分して計算している。実際には下層への偏りが大きいから、本表の数字は最小限値を示す。また無業休業世帯半の該当世帯は20%として計算されている。
- 3 本調査における世帯数は、いわゆる準世帯内にある単身者をもれぞれ単身者世帯として合算した数字である。従つて全国世帯数は24731(4)世帯となっている。内、単身者世帯は、2332(4)で、単身者世帯は一般世帯に較べて低収入への偏りが大きい。

い世帯をもつて最低限以下の生活を余儀なくされているものとし、その実態をみる」と表一七のようである。

右表によると世帯数においてはその二〇%ちかくが、十四才以上の世帯員数においては約一四%が、そして労働力としては丁度一五名が最も所得世帯と並んでおりのことになり、それは実数では四〇〇万余の世帯、子供を加えると一千数百万の人口、そして労働力としては約六〇〇万の人间をもつて構成されていることにある。

(ロ) 個人所得基準

次に、個人を単位として特に平常仕事を主とする者のみを対象として個別所得就業者数を見る。まず自営業主の場合はその事業からの年間の現金収益が一〇万円に満たないもの、但し農林漁業の場合は年間六万円に満たないものをもつて看在失業的就業の箇内にあるもとして計算してみると表18のような結果をうる。

表18 低所得自営業主数の推計

	総数	農林 業	販売及び サービス業	労務的又は 技能的服務	その他
	実数 (単位 1,000)				
総数	1,923	963	500	390	68
男	1,234	677	243	277	36
女	689	285	257	114	32
それぞれ総数に対する割合(%)					
総数	20.4	12.8	23.3	24.7	21.9
男	15.5	14.1	16.2	19.4	14.6
女	46.9	46.3	40.3	76.5	50.0

(備考 1) 昭和31年4月就業構造基本調査による。

推計基準については本文及び前表の備考  
参照。

(備考 2) 本表の計算には所得不詳及び休業中の者  
が除外されている。

右表にみるとおり、該当自営業主の総数は約三〇〇万人をあがく、自営業主総数の約二〇%に達している。私業別にみると農林漁業とその他にほぼ半々という形をとつてゐるが、割合としては農林漁業以外の方に高い。また男女別にみると共業主の四〇・五〇%は低所得業主であることになる。

次に仕事を主とする被傭者については、その平均所得が八、〇〇円に満たないもの、但し二才未満の者については六、〇〇円に満たないものをもつて低所得就業者とし、その概数をとつてみると表19のような結果をうる。

即ち左表によると、仕事を主とする被傭者の中で該当低所得者は男女計五、〇〇万をこえ、被傭者总数の三〇%にちかい量に及んでおり、「男子のみについても二〇%ちかく、女子においては六〇%ちかくがその該当者となる。また実数においては男女を通じいわゆる労働者層に最も多く、販売及びサービス業が之につき、この二つでその大半を占めることになるが、割合としてみると農林漁業において特段に高い値を示すことになる。

表19 低所得被雇者数の推計

	総数	農林漁業	管理的又は 事務的職業	販売及び サービス業	労務的又は 技術的職業	その他
実 数 (単1,000)						
总数	5,077	405	700	1,136	2,665	172
男	2,336	284	203	325	1,450	71
女	2,738	120	496	810	1,213	102
それぞれの総数に対する割合						
总数	29.7	60.6	16.4	43.8	53.6	10.6
男	18.7	53.2	6.5	22.2	23.2	6.2
女	59.7	89.6	43.1	71.8	71.6	21.3

(備考) 昭和31年7月就業基本構造調査による。

## (八)

## 追補別算

以上、自営業主における二〇〇万人と被雇者における五〇〇万人とを合せて、従業された基準による低所得就業者数は総計七〇〇万に達する。家族從業者についてはこの計算の圈外にある。

上段、被雇者の計算において二〇オ以上、ハーフハーフ円とした基準を、更に切り下りて一律六〇〇円をもつて限界線を引いてみると、該当被雇者数は、男一三七三(千)人(一・九%)、女一九七八(千)人(四三・二%)、男女総計して三三五四(千)人(三・八%)という数値をうる。基準を極

端に底どつたこの結果でさえ、その該当率はいわゆる失業率の社会的危険線を大きく超えたものであることに注意せねばならぬ。

#### 一、被保護世帯の概況

現行生活保護法によつて公的扶助の下にある被保護世帯は、本末から雇用問題の圈外にあるべきものであるが、失業が失業として顕在化せず、したがつてまた失業として救済もされないわが国の現状においては、被保護世帯は、潜在失業的人口層の最底辺として同時にその一部を構成してゐるともいつてよい。被保護世帯である世帯が労働力を有する世帯と有しない世帯とを分けてみると、昭和三年五月現在で総計六〇万世帯かい該当世帯のうち、二六万世帯は前者に属してゐる。数年前の不況期にはその割合はもつと大きかつた。即ち本來は雇用政策として処理されるべきものが公的扶助の中にしわよせされてゐることを示してゐる。

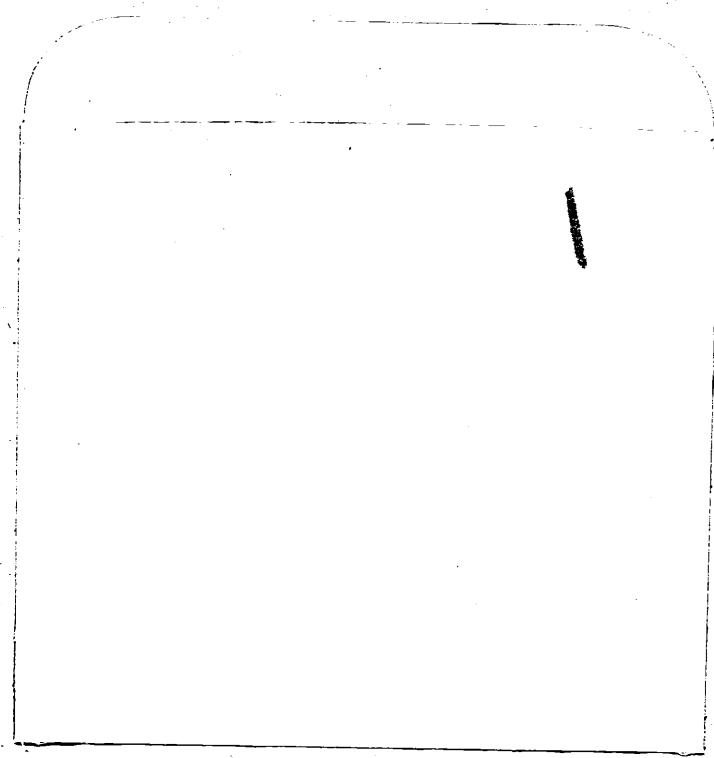
と世帯主または世帯員の傷病を理由とするものが七割ちかく（昭和三年六月中の  
保険開始世帯の調べによる。）を占めている。即ち不一ダーラインの一歩手まへに  
ある低所得世帯がいかにぎりぎりの最低生活を余儀なくされといふかを示している。  
年々の保険費の内訳をみても、昭和二八年頃を境として本来の生活扶助費よりも医  
療扶助費の方が大きな額となつてきている。

そのうえ、厚生白書の報告するところによると、世帯における有  
病率はその所得水準の低下とともに極めて顯著に上昇しており、疾患と貧困との悪  
循環的拡大を実證して遺憾ないが、われわれは同時にわれわれが前段に推計した最  
低所得世帯の国内に入るとともに有病率が異常に上昇し始めている事実に目をとめ  
ることが必要であろう。

表20 世帯の収入階級別有病率  
(農家世帯及び事業世帯を除く)

収入階級(円)	有病人員割合(%)
総数	3.64
2,000 未満	8.00
2,000 以上 4,000 未満	8.76
4,000 " 6,000	2.44
6,000 " 8,000	5.07
8,000 " 10,000	14.03
10,000 " 15,000	3.65
15,000 " 20,000	2.87
20,000 " 25,000	2.82
25,000 " 30,000	2.67
30,000 " 40,000	2.58
40,000 以上	2.52

(備考) 昭和32年度、厚生白書による。



昭和三十二年七月

「潜在失業に関する決議」について  
の各省意見及び委員の発言の要旨

凡

例

一、二の要旨は、人口問題審議会第八回奉のし第十二回懇会議事録より抜萃したものである。

二、委員各位の発言は多岐に亘つてゐるが、一二では決議の内容に直接関連のある「意見」の要旨のみを収めた。したがつて、率実に関する意向あるいは説明、さらに決議の内容との直接の関連の薄い応答などについては割愛した。

三、表現については必ずしも議事録を逐語的に再現していなゝが、その趣旨には特に忠実であるように努力した。

目 次

一 最低資金制度及び家内勞働法について

一三

二 農業政策について

一三

三 公共事業及び失業対策事業について

一三

四 商業について

一三

## 一 最低賃金制度及び家内労働法について

### 労 働 省

- (一) 労働省としては、中央賃金審議会による答申があつほか、労働問題懇談会という閣議決定の機関により最低賃金の問題を検討し、業者間協定による最低賃金制の推進という結論を得たところであるので、これらとはまた別に、人口問題審議会が決議が提出されると、これなどのように取扱うべきかについて困惑する。
- (二) 潜在失業六百万なりし七百万という数字については、かなり問題があり、政策についての立論の場合には、より細かくその内容に立入つて検討を加えねば要があるようす最低賃金は考えていない。
- (三) 労働省としては、最低賃金制の目的を低賃金労働者の保護、中小企業における過当競争の防止、ひいては産業の健全な発展という二点に置いており、失業者を出すようす最低賃金は考えていない。
- (四) 本格的な最低賃金制度が法的強制によるものではなければならないことは承知して

いなか 中小企業を対象として実施状況を監督することは、現実の問題として甚だ

困難であり、法的強制を行うためには、規範意識の成熟を待たねばならない。

(五) 家内労働法については、大筋としては当然その制定に向うべきであるが、家内労働の実態把握が極めて困難であるという問題があり、慎重に検討を加えねばならぬ。い。

#### 農林省（文書によるもの）

国民経済全般の近代化を図るため、最低賃金制度の採用、中小企業の合理化を行うことは全面的に賛成であるが、その実施については、国民経済の構造を充分に考慮し、産業部門間の賃金格差が増大するなどのないよう各産業部門の近代化の状況を合せて慎重に実施に移すことが望ましい。

## 通産省

- (一) 通産省としては、潜在失業問題の解決としては、長期的には、国民経済の近代化、合理化を通じて経済規模の拡大を考へ、これに伴つて雇用の機会をもつやすることが最も根本的な対策であると考えている。
- (二) 惡循環を断ち切るための要点として最低賃金制を実施するなどいうことは十分了解するが、最低賃金制を実施するための経済的基礎が必ずしも十分成熟していなければならぬ。特に現在正営難の状態にある中小企業は、漸進的な方策をとらねば、企業の脱落ということが起つて却つて社会不安を招く。
- (三) 最低賃金制の法制的実施については、正営者の規範意識の成熟が前提となるだければ実効が上らないから、業者間協定の推進という漸進的態度が適当である。
- (四) 在住人口六百五十万の一部が最低賃金制によつてカリに歴任化したことなどとさ、三十一年度の公共事業費総額二千三百億円で八十七万人の雇用吸收にとどまることと正考へると、公共事業の拡大や社会保障の充実による吸収ということも

限界がある。

(五) 以上要するに、通産省としては、最低賃金制を現在一律に実施することは積極的で、差しあたりは業者協定という方法で実情に即して漸進的に実現すべきものと考える。さらに、迂遠ではあるが、経済の合理化、近代化あるいは職能化を通じまして、ひとたびだけ経済の場を拡大して雇用の吸收をはかることを、特に集中的に実施して行きたいと考えていな。

### 経済企画庁

(一) 概括的に潜在失業何百万と言われるものの中には、近代的な機械失業、生産性の低いために所得の低い者、及び構造的な潜在失業というふうに、それそれ異質な者が混在している。対策はこれを九割であるべきであるから、このようす異質の内容に立入つて突込んだ分析が行われなければならぬまい。

(二) 生産性の低いために所得の低い者のなかには、本末的に生産性の低い者とか、本

末的に長時間労働ができない者、生産性の高い労働に適さ得ない者が金までいる。

これらの者が労働に対する需要の増大により就業し、その結果數字的にいわゆる潜在失業が増加するなどを、一概に悲観すべき状態と見る二つにも問題があろう。

(三) 潜在失業について低所得立個人ベースで考えることは、わが国のような家族立管の企業が多い国では、問題があろう。

(四) 最も比重の大きい問題は、構造的な潜在失業に対する対策であるが、その対策としてはやはり産業構造の近代化するとともに年々増加する労働力の数を上廻る需要の増大をもたらすような經濟発展を導くことが最も大切である。この点の強調が必ずしも十分でないようと思われる。

#### 山中委員（経済企画庁意見と関連して）

(一) 潜在失業のなかにもいわくの型があることは勿論承知しているが、これを区分して考えることは、理論的にはできても、數字的にあらわすることは現状としては不

可能である。したがつて、決議においては、雇用止めていねがらその所得が低い、つまり低賃金ということに重点を置いて考えた。

(二) パート・タイムについては、パート・タイムでもよりから劬がして異れというり、が、国の状態が問題なので、パート・タイムでもよいから劬いて異れというような労働力の不足した英國などの状態とは實的に異なる。

(三) 経済の発展、近代化が根本だということは勿論で、もしも強調の仕方が足りないなら強調して貰いたい。しかし経済の発展と云ふことのみでは日本の潜在失業が解消しないことに問題があるのと、経済発展と併行するような形で雇用の近代化を促進せねばならない。最低賃金制度や家内労働法はそのためのものである。

(四) わが国における実態が把握されていないから、最低賃金制度や家内労働法の及ぼす影響について的確な議論ができるないといふ意見は誰でも同じであらうが、さりとて潜在失業の現状をこのまま放置しておくことは許されぬ。この問題をとり上げるには勇気が必要なのであるが、わが国経済の現状にかんがみて、早く一応この問

題をとり上げ、できる限度で手を打つておくべきである。

### 本多専門委員

表現が拙い点があるかも知れないが、この米議の趣旨は、経済の発展が雇用の面でかえって思循環を起すことを防止する一つの柱として、どんなに低くてもよいから、可能な限度で最低賃金制を原則的に確立して、その上で他の各種の施策と合せて順次にその水準を上げて行こうというのである。失業者を出すような形で八千円とか六千円とかいう水準を一律に強行しようというような趣旨ではないので、その点の誤解のないようにして貰いたい。

### 稻葉専門委員へ労働省意見と関連して

（一）労働問題懇談会の結論についていうならば、経済的状況も度つたことであり、より一步を進めて行く必要があるのではないか。一律が最低賃金制度とまでは行か

たとしても、もう少し強い態度でこの問題を取り扱うことが、経済的にも今後の日本としては可能ではないか。

(二) 業者間協定については、もつと広範に推進し、出来た協定についてある程度于此を政府が確認するとか保証するとかの、法的措置あるいは行政措置をとつたらどうか。

(三) 家内労働法的扱ものを全体的でなくとも局部的にでも作って行つてもよいよう至善条件ができるのでないか。

(四) 要するに、自分としての意見は、労働省の意見へ業者間協定方式よりも二の水譲の方角に近い。

### 鹿田委員へ労働省意見と関連して

最低賃金制度は、直ちに完全に実施されなくとも、猶予期間を設け、あるいは雇用の条件とする（雇用後三年目には六十日とする）二点により、法的

時に実施すべきである。しかし一律最低八千円というよう店主張は却つて実現せあ  
からずものであるから、賛成しない。

北岡専門委員へ文書によるもの

(一) 最低賃銀制度と家内労働法によつて潜在失業を顕在失業化し、之並社会保障並以  
て救済せんとすることは、学説としては尤に角、現下の我が国の実際政策としては適  
当には思われない。

原案者は我が国の潜在失業者が幾何ありと考え、最低賃銀制度と家内労働法とに依  
つてその内緩何を顕在失業化し、之並如何なる社会保障によつて救済せんとする  
のかとの計画を知るを得なかつたが、私は我が国に於て生活賃銀を得ていなゝ者及び  
普通の生産性を發揮していよいよ潜在失業を考えるならば、我が国の潜在失業は以  
くも千万人はあると思う。之に対し合理的な最低賃銀制度と家内労働法を強制すれば、  
過半は現在失業化するものと考えなければならぬ。之を社会保障を以て生活の保

障を計ることは到底我が国財政経済の堪えるところではない。富蔵英國を以てして  
も社会保障は、完全雇用を前提としてのみ可能であることは、ヒバルツチの云つた通りであり、第二次大戦後の社会保障が大きな木口を出していいのは、完全雇用が実現されていながらある。我が国で潜在失業を頭在化し、社会保障でその生活を保障せんとするか如きは健全な失業対策ではない。況ん々緊急対策ではない。

私は最低賃銀制度や家内勞働法は至当り実効を挙げ得る分野に小規模に実行して、実験を重ねて漸次拡大すべきであつて、それは直ちべく失業者を出さないと言ふことを指導方針とすべきであると思う。

(二) 農業生産の近代化、中小企業の合理化もそれ自身間違つてないが、それによつて大量の頭在失業を造出するのでは、問題の解<sup>三</sup>次を一層困難ならしめる。

(三) 私は潜伏失業対策は一般失業対策同様經濟の拡大と公共事業の拡大によるべきであると思う。それは現内閣の標榜していふところである。之に關し公共事業実施方法の能率化も必要であるが、世人の恐れているのはそれがインフレにならることであ

る。如何にして一般経済及び公文事業を拡大してしかも盈アーレを来之藍山まゝにするかと云うことが本審議会に課せられた研究問題であると思テ。それは、政府及び政党が廻転に困るならば必ずしも困難では無い。適切有効な施策を献策する二点は本会の使命である。

沢田委員

北岡専門委員は、この決議を実行すれば失業者が出るし、これを社会保障によつて救済することは莫大な財政負担を伴うから困難だとと言われるが、本多専門委員はそういうことは考えていないと言われる。この辺が大きな問題なのだから、突込んだ検討が必要であらう。

諸井委員

(一) 基礎的方統計数字が必ずしも統一されていないから、政府の公式な数字は二ヶた

そういうようなものを整理して出すようね努力して貰いたい。

(二) わが国の現状としては、労働問題懇談会の出した業者同協定による漸進的の方策が適当であつて、直ちに一律の賃を引くことは混乱を起す心配がある。

(三) 最低賃金制については、労働問題懇談会→労働省という線と人口問題審議会→厚生省という二本の線が出る二点は因るから、その辺の調整をよく取つて貰いたい。

## 二 農業政策について

### 農林省（文書によるもの）

1 潜在失業問題解決の方途を産業構造の近代化に求める点は、賛成であるが、その場合における近代化は各産業部門の均衡ある發展に基かなければならぬ。このため大企業を以て構成される基幹産業の合理化は、当該産業自身の力によつて進めるこことし、國は劣勢且つ後進的な中小企業、特に農業の發展及び近代化施策の重点をおいて行くべきである。

2 農業の近代化を推進するため「國民經濟的採算に合わないような從来の保護政策を再検討し」とあるが、保護政策は本來産業部門間の不均衡を調整し、均等成長を助長することを目的とするのであるから、現在のような農業と非農業部門の賃金格差等が拡大する傾向を考慮ると、現在においても農業政策は保護政策的の効果を充

分發揮してゐるためには、今後とも農業に対する保護助成的対策が必要である。

3 勿論保護政策といつても、これが徒に保護のみに終つては経済全般及び当該産業の發展を期し得ないから、農業の近代化を推進し、他の産業部門と均衡ある農業の發展を助長しなければならない。

農業の近代化を進めるためには、土地改良、機械化、有畜化等の施策が必要となり、このためには多額の資金を要するが、資本蓄積力の乏しいわが国農業の現状からみると、財政投融資による積極的促進措置をとることが必要である。

4 決議中には第三部緊急対策として農業の近代化がとりあげられてゐるが、農業に関する限り近代化がとりあげられてはいるが、農業に関する限り近代化は長期且つ漸的で推進するのが適当であり、農政の内容も漸次そうちした方向を辿りつつあるのであから、緊急対策といったものとしてではなく、恒久対策として他の産業部門の動向をうみ乍ら慎重な研究と準備の上に施策を進める必要がある。

山 中 委 員

決議に「國民經濟的探算に合わない云々」とあるのについで、現在の日本の米穀会計が國民經濟探算の上からいつても非常に大きな問題で、國內の食糧自給を確保しようというために、米穀を生産する農家としての探算点が非常に低いものの生産費をそのまま計算に入れていらるべきではないか。そこでこれを合理化して、それらの農家が米穀生産農家でなしにたとえれば農村工業といふようなど新しい収入の場を見つけるようにする。かたわら、専業農家が安定した米の生産が営めるよう手措置を講ずべきである。

石 井 委 員

- (一) 現在の米価のきめ方は生産費に基くものではなく、パリティ方式によるものであつて、この点に誤解があるのではないか。
- (二) 現在の米価を本来米値を棄ててもよい農家に米作を維持させるための米価であ

るというふうに認識する場合には難成できないへこの点、那須委員も同様の発言あり。

(三) 今日における食糧管理特別会計の赤字の本質は、生産者米価を高く維持していくために生じたものではなく、国民經濟的觀点から消費者米価を据置き、一般会計でその不足分を負担していふということにあら。

### 本多専門委員

決議に「國民經濟的探算に合わない云々」であるのは、米価が國際的に割高であることか資金や輸出貿易にも影響していふことを問題にしていふのである。この國際的割高を修正するための農業生産の近代化の過程で、過小農の階層分解、零細農業農家の整理ということが課題となつて来る。そこで、農業政策と併行して、産業構造の再編成が推進されなければならぬ。

那須委員

(一) 麦穀、干穀等の事業は、國民經濟的見地からすれば採算のとれるものであり、もちろん予期に反して成積の思わしくなかつた例もないではないが、収益率は少くとも預金の金利程度にまでは行くといふ見込みのもとに行われてゐるものと聞いてゐる。

(二) 米価の割高を修正することは、生産費を低下せしめる処理が先行するならば問題はないが、そうでなくて直ちに国際価格並みに切り下げるということであれば問題があろう。現に、終戦後暫らくは米価は国際価格を下廻つていた。これは戦後は農民が相対的に有利な立場にあつたので、國民各階層が、経済再建のため犠牲をある程度平等に負担するという見地から止むを得ないことがあつた。このようだ、米価が国際価格から安いから直ちにこれを高めよとか、高いから直ちに高くせよといふように簡単に結論は出せない。特に農民階級の購買力の安定、ひいてはわが国の国内市場の安定といふことが今日の好況の有力な原因の一つとなつ

でいることも考えなければならない。

(三) わが国の農業保護政策の費用については、農村に過剰人口がしわよせされでいることから考えて、農民が肩がわりしていいる失業対策費の一部の補償として理屈づけられる面もあるのではないか。

(四) しかし、もちろん、一反、二反という過少農が農業によつて自立しうるようとするというような農業政策は、農業政策を不当に拡大して救食政策とするものであるから賛成できない。

### 農林省へ那須委員の発言と関連して

一反・二反という農家についても、今ただちにこれを全然無視して放り出すといふことは出来ない。農業外においてこれを受け入れる体制がどの程度できているかということとの関連において、始めて保護の程度が薄められるべきものである。

稻葉専門委員

(一) わが国の農業政策は、下層農家の保護と稱しながら却つて下層の人々の転落を

招来しているのは矛盾ではないか。

投資

(二) 国民経済的に見て有効な権事貴であり勞働力の吸收に役立つとすれば、多少農業投資を落として他の投資に持つて行く、それに対して政府が責任を持つといふやり方は悪いのか。

(三) 総じて農業保護政策は、あまりにも政治的ではないか。

#### 那須委員（稻葉専門委員の発言と関連して）

(一) 米価が政治的に決められているという点については同意で、ハリティ計算についてもこれを恒久化することは極めてできないし、ことにハリティ計算と称しながら実は政局的な勢力闘争でかなりそれが動かされている。米価や米穀管理制度についても、相当想い切った改正をした方がよいと思う。

(二) 高米価が米を購入する小農に不利益を与えていることは事実であろうが、高米価によって農村経済全体が困るだけ、その余波を米を購入する農家も受けたという風

様もあろうから、高米価が米を賣つてゐる農家に常に不利とは結論でさない。

(三) 農業投資を他の産業投資に転換するべしといふことについては、やはり程度問題で、農民の貯蓄は現に農業外に多く投資されており、むしろ農業資金が枯渇するという現状であるから、これを国があら程度カヴァーすることが適當ではないが。

## 農林省

わが国のごとく農業人口が大きく、しかも農業における過剰人口が直ちに他の産業に出て行くといふことが不可能であるかぎりは、農民の所得水準を他の一般国民の所得水準とある程度バランスがとれた形で上昇させて行くため、農業生産力が他の産業に比べて着しく劣勢にならないよう生産性をたかめることが国民経済としては望ましい姿であつて、そのような見地からすれば今日のわが国の農業保護政策は決して過大であり過重であるとはいえない。

### 三 公共事業及び失業対策事業について

#### 労働省

失業対策事業については、その生産性の低さは確かに問題であるが、特別失業対策事業の枠を設ける等の方法により、逐次生産性を昂めて行くことに努力している段階である。

#### 建設省

着在失業対策の一環として公共事業を活用し計画的に失業者を吸収する場合には、次の二点を特に考慮しなければならない。ちなわち、(1) 現に紹介される労務者には高令者や女子が多く、民間産業の景気がよくなつてこれに失業者が吸収される機会が多くなるにつれて、ますます紹介される労務者の質が悪くなる傾向があること、(2)開発的な公共事業が採り上げられるようになつたため、事業の施行地が、失業対策上の要請に必ずしも適応しがたいといふ傾向が次第に強くなってきたこと、で

### 稻葉専門委員

公共事業については生産的な面と雇用吸收の面の二つを結び付けて行かなければならぬのであるが、生産的な事業はあまり失業者を吸收することができない。だから、この二つの面を割り切って分けて考えて、ある個所では主として労力によることとして多くの失業者を吸収し、ある個所では主として生産的な面に重きを置いてその経済効果を期待するというふうに、公共事業の効果的な運営を図るようにして貰いたい。

### 飯沼委員

工業地帯はある特定の場所に集中するよりは全国的に適当に分散されることの方ましから、公共事業費も大都市に偏せず全国的に適当に配分されることが望ま

しいと思う。

### 北岡委員

二次産業の振興によつて失業者を吸収するよりも、商品の国際競争力を高めるためには生産を合理化しなければならないから、この面での雇用吸收はあまり期待できない。したがつて雇用拡大という面については、公共事業がかなりの部分を背負わねばならぬと思う。

### 四 商業について

#### 村瀬委員

わが国の商業は、ややもすれば過剰人口の尻ぬぐいをさせられるという傾向がある。経済五ヶ年計画でもそうなつてゐる。これでは困るので、過剰人口をすべてで商業が吸収することではなく、流通機構の合理的な形態、合理的な対策はどう

うであるかという見地から、終經濟政策的に商業政策を確立し、過剰の分の人口は、  
社会保障その他考慮することとすべきである。